

トプングループ管理対象物質群

(別表②)

管理基準

A：禁止物質群

- ・禁止物質群 (A) は、製品への含有が禁止されるものを表わし、原則として使用を禁止する。(法規制に定める適用除外は除く)
- ・各法規制に閾値がある場合は、その条件に従うこと。

B:管理対象物質群

- ・管理対象物質群 (B)は、アーティクルマネジメント推進協議会 ( J A M P ) ※ 3 が定める、「 J A M P 管理対象物質」に準拠することとし、意図的な含有を制限するものではなく、含有の有無およびその含有濃度を把握し報告すべき物質とする。

2020/8/1現在

A：禁止物質群

番号	物質名	含有濃度閾値	該当する主な法規制					
			化審法	EU-RoHS	POPs	REACH SVHC	REACH 付属書17	IEC 62474 報告物質
A 0 1	アスベスト (石綿)	意図的添加の禁止					○	○
A 0 2	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	意図的添加の禁止	○		○		○	○
A 0 3	カドミウム および カドミウム化合物	条件付き禁止		○			○	○
A 0 4	鉛 および 鉛化合物	条件付き禁止		○			○	○
A 0 5	水銀 および 水銀化合物	条件付き禁止		○			○	○
A 0 6	六価クロム	条件付き禁止		○			○	○
A 0 7	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類	条件付き禁止		○				
A 0 8	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	条件付き禁止		○			○	○
A 0 9	PFOS	意図的添加の禁止	○		○			○
A 1 0	ポリ塩化ナフタレン (PCN)	意図的添加の禁止	○		○			
A 1 1	ヒ素及びその化合物	意図的添加の禁止				○	○	○
A 1 2	有機スズ化合物	意図的添加の禁止	○			○	○	○
A 1 3	オゾン層破壊物質 (ODS)	意図的添加の禁止						
A 1 4	短鎖型塩素化パラフィン	意図的添加の禁止	○		○	○		○
A 1 5	ポリ塩化ターフェニル (PCT)	意図的添加の禁止					○	○
A 1 6	フマル酸ジメチル(DMF)	意図的添加の禁止					○	
A 1 7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	条件付き禁止		○				
A 1 8	フタル酸ジブチル(DBP)	条件付き禁止		○				
A 1 9	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	条件付き禁止		○				
A 2 0	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	条件付き禁止		○				
A 2 1	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD又はHBCDD)	意図的添加の禁止	○		○	○		○
A 2 2	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	意図的添加の禁止					○	○
A 2 3	塩化コバルト	意図的添加の禁止				○	○	○
A 2 4	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加の禁止	○		○			
A 2 5	PFOA (ペルフルオロオクタン酸) とその塩及びPFOA関連物質	意図的添加の禁止	○		○		○	

B:管理対象物質群

番号	物質名	含有濃度閾値	該当する法規制					
			化審法	EU-RoHS	POPs	REACH SVHC	REACH 付属書17	IEC 62474 報告物質
B 0 1	アンチモン及びその化合物 (合金を含む)						○	
B 0 2	ベリリウム及びその化合物 (合金を含む)							
B 0 3	臭素系難燃剤 (PBB 類/PBDE 類/HBCDD を除く)							
B 0 4	ニッケルおよびその化合物						○	
B 0 5	ポリ塩化ビニル ( PVC ) およびPVC コポリマー							
B 0 6	セレン及びその化合物 (合金を含む)							
B 0 7	過塩素酸塩							○
B 0 8	放射性物質							
B 0 9	塩素系難燃剤							
B 1 0	ホルムアルデヒド							○
B 1 1	フッ素系温室効果ガス							○
B 1 2	REACH/制限物質 Annex XVII (制限対象物質)						○	
B 1 3	REACH/SVHC (Annex XIV (認可物質) + 認可対象候補物質)					○		
B 1 4	IEC62474							○
B 1 5	JAMP 管理対象物質 (含むchemSHERPA)							